

(写)

参考資料

堺消生セ第2325号

令和2年2月14日

堺市消費生活審議会 会長 様

堺市長 永藤 英機



第3期堺市消費者基本計画について（諮問）

堺市消費生活条例第9条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

第3期堺市消費者基本計画について

2 諮問理由

本市では、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に第1期堺市消費者基本計画を策定しました。また、平成28年2月には「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨をふまえた消費者教育推進計画を含有する第2期堺市消費者基本計画を策定し、市民の安全・安心な消費生活を実現するための取組を進めてきました。

近年、スマートフォンの普及等に伴い商取引形態はますます複雑多様化しており、改正民法の施行に伴う成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害や高齢社会の一層の進展による高齢者の消費者被害の増加が見込まれるなど、これまで以上に消費者被害の発生リスクが高まっています。

これまでの施策の進捗状況や消費者を取り巻く社会情勢の変化をふまえ、引き続き市民の消費生活の安定及び向上を図るべく新たな計画の策定を行う必要があることから、第3期堺市消費者基本計画について、御審議をお願いするものです。